本号で公布された法令のあらまし

◇**南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令**（政令第三四三号）（内閣府本府）

1　南スーダン国際平和協力隊を置く期間を平成二七年二月二八日までとすることとした。（第一条関係）

2　ウガンダ内の地域において派遣先国の政府その他関係機関と国際平和協力隊の隊員との間の連絡調整に係る業務を行う場合の国際平和協力手当の支給について改正することとした。

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百四十三号

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五条第八項及び第十六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成二十三年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十六年十月三十一日」を「平成二十七年二月二十八日」に改める。

別表の二の項㈠中「第一条第一号、第二号若しくは第三号」を「第一条第一号から第三号まで」に改め、同項㈡中「第一条第一号、第二号又は第三号」を「第一条第一号から第三号まで」に改め、「場合」の下に「（四の項㈠に規定する場合を除く。）」を加え、同項㈢中「四の項㈠」を「四の項㈡」に改める。

別表の四の項中㈡を㈢とし、㈠を㈡とし、その前に次のように加える。

㈠	ウガンダ内の地域において、第一条第一号から第三号までに掲げる業務（派遣先国の政府その他の関係機関と当該業務に従事する協力隊の隊員との間の連絡調整に係るものに限る。）を行う場合

別表の五の項㈠中「四の項㈡」を「四の項㈢」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
外務大臣　岸田　文雄
防衛大臣　江渡　聡徳

最高裁規則

最高裁判所規則第七号

○最高裁判所規則第七号

マンションの建替えの円滑化等に関する法律による権利の変換と強制執行等との調整に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十月二十四日

最高裁判所

マンションの建替えの円滑化等に関する法律による権利の変換と強制執行等との調整に関する規則の一部を改正する規則

マンションの建替えの円滑化等に関する法律による権利の変換と強制執行等との調整に関する規則（平成十四年最高裁判所規則第十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

マンションの建替え等の円滑化に関する法律による権利の変換又は分配金の取得等と強制執行等との調整に関する規則

第一条第一項中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、「競売を含む」の下に「。第五条において「競売」という」を加える。

本則に次の一条を加える。

（分配金の取得等への準用）

第五条　前各条の規定は、売却マンションの区分所有権及び敷地利用権について法第四十条第一項の分配金取得手続開始の登記がされた場合における分配金の取得等と強制執行、仮差押えの執行又は競売との調整について準用する。この場合において、第一条第一項中「当該マンション建替事業の施行者」とあるのは「当該マンション敷地売却組合」と、同条第二項及び第二条第二項中「権利変換手続」とあるのは「分配金取得手続」と、同条及び第三条中「施行者」とあるのは「マンション敷地売却組合」と、同条第二項中「法第七十八条第一項」とあるのは「法第百五十二条及び第百五十四条において準用する法第七十八条第一項」と、「補償金」とあるのは「法第百五十一条に規定する分配金又は法第百五十三条に規定する補償金」と、前条中「法第七十八条第一項、第四項又は第五項の規定による補償金」とあるのは「法第百五十二条及び第百五十四条において準用する法第七十八条第一項、第四項又は第五項の規定による法第百五十一条に規定する分配金又は法第百五十三条に規定する補償金」と読み替えるものとする。

附　則

この規則は、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十号）の施行の日（平成二十六年十二月二十四日）から施行する。

最高裁判所長官　寺田　逸郎

省　令

法務省令第二十九号

○法務省令第二十九号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項及び第二十条第二項、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第七条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）及び商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十月二十四日

法務大臣　上川　陽子

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令

第一条　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表東京法務局の部八王子支局の款同支局の項管轄区域欄中「八王子市」を「八王子市　多摩市　稲城市」に、同款立川出張所の項中「昭島市」を「昭島市　日野市」に改め、同款多摩出張所の項を削る。

別表静岡地方法務局の部同地方法務局の款焼津出張所の項を削り、同款藤枝出張所の項管轄区域欄中「藤枝市」を「焼津市　藤枝市」に改める。

第二条　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

2　東京法務局八王子支局管内東京都多摩市及び稲城市に属する地域内の登記事務は、東京法務局府中支局で取り扱わせる。

第七条第一項中「、焼津出張所」を削る。

附　則

この省令は、平成二十六年十一月四日から施行する。ただし、第一条中別表静岡地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第七条の改正規定は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。